

令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	安土町東老蘇 (東老蘇)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の耕作面積の92%を営農組合が管理している。個人経営が3軒。営農に入りながら会社を立ち上げ、麦後田でWCS、酒米に取り組む青年経営者が一人いる。荒廃している農用地はない。法人組合員の高齢化も進み(出役の中心は65才~70才前半)、出役が役員などに限られ、若い世代の作業出役が課題。年5回~6回行う畦や法面の草刈りが重労働で困難になってきている。法人は事務所、倉庫、乾燥・糶摺り施設を持ち、大型機械(トラクター、田植機、コンバイン)を使用している。個人経営はそれぞれが機械を有している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

営農組合では現在、水稻・麦・大豆を主要作物としているが、将来もその方向。水稻は環境こだわり米を基本に、ブロックローテーションで作物の団地化を行い生産性を高める。オペレーターを育て、機械を長期に使えるようにする。作業の効率化を推進するために、農業の最新技術等を情報収集し、必要な機材を計画的に導入する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人未加入地主への法人参画の勧誘。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状維持。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
組合員家族の若い世代の参画をすすめる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策の柵の点検・補修。②環境こだわり農業の取組を継続する。
 ③GPS付田植え機の導入、ドローンの導入。⑦エコ村と協力して農地の保全・管理を進める。
 ⑧法人事務所と機械倉庫、乾燥・糶摺り施設の維持・管理。